

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 7 日現在

機関番号：12101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25870085

研究課題名(和文)戦後日本における 社会的包摂 をめぐる歴史社会学的考察 - 生存権の視点から -

研究課題名(英文)A Historical Sociological Study on "Social Inclusion" in Postwar Japan: Focusing on the "Right to Live"

研究代表者

富江 直子 (TOMIE, Naoko)

茨城大学・人文学部・准教授

研究者番号：20451784

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：近代以降の日本において、公的な生活保障はほとんど常に社会的包摂、シティズンシップを基本理念として意味づけられてきた。しかし、社会的包摂つまりシティズンシップは、「生存権」を基礎づける唯一の論理というわけではない。歴史を振り返れば、公的救済をめぐる異なる考え方があったことを知ることができる。

本研究は、日本の近世および近代の歴史のなかの「生存権」を探求し、その結果、シティズンシップとは異なる二つの「生存権」の理念「モラル・エコノミー」と「人権」を見出した。そして、多様な「生存権」論のせめぎ合いを歴史社会学的な視点から分析することによって、「救済の近代化」の論理と政治を描き出した。

研究成果の概要(英文)：Social inclusion or citizenship has been the basic idea in the discourses and practices of public relief since the dawn of modern Japan. But that is not the only possible way to argue for the "right to live" of the needy people. Looking back into the past we can see different ways of thinking about public relief.

In this study I explored the notions of "right to live" in early-modern and modern Japan. And I found two ideas that provided the logical and ethical bases for the "right to live" besides the idea of citizenship: moral economy and human rights. Through the sociological and historical analysis of contending arguments concerning the "right to live", I depicted the logic and the politics of the modernization of relief system.

研究分野：社会学

キーワード：生存権 貧困 救済 社会的包摂 歴史社会学

## 1. 研究開始当初の背景

日本を含む多くの先進諸国において、「社会的排除」の深刻化への認識から、「社会的包摂」が現代の重要な政策課題として議論されている。貧困をめぐる議論においても、「社会的排除」としての貧困問題に対する解決策として「社会的包摂」の必要性が提起されてきた。

歴史をさかのぼれば、近代の日本において、公的な生活保障の正当性を根拠づけてきたのは常に〈包摂〉の言語であった。戦前には、国家や社会によって個人が生活を保障されることは、共同体に参加・貢献する義務を負うことと表裏一体であった。救済は、共同社会から脱落した人びとに対して、再び共同社会への参加・貢献を可能にするための支援としてのみ、意味づけられ、実践されていた。それは総力戦体制下においては国家の暴力である戦争に参加する義務を含むものであった。

戦後、日本国憲法第 25 条が掲げた「生存権」は、論理的には、戦前のこうした理念からの転換を意味するものであった。基本的人権としての「生存権」とは、国家のために負う義務から自由でありながら国家によって生存を保障されるという、個人に固有の権利として解釈される可能性を持つのではないか。

しかし、日本国憲法制定当時の議論において、憲法第 25 条の「生存権」もまた戦前と同じく共同社会への〈包摂〉の理念であることには変わりなかった。「戦後民主主義」は、国家・社会への自発的参加を、個人に付与された平等の権利・義務として称揚するものであった点で、共同社会への〈包摂〉の理念であった。

## 2. 研究の目的

(1) 日本近代の生活保障をめぐる議論に徹底する理念は〈包摂〉であった。これに対して本研究は、こうした議論を生み出している

認識枠組み自体を相対化し、対象化することが重要なのではないかと考えた。〈包摂〉が〈排除〉の対義語ではなく、〈排除〉に対抗する理念でもないことを踏まえれば、「社会的排除」への解決策として「社会的包摂」論が提起されるという状況を生み出している社会のあり方をこそ、問うてみるべきなのではないだろうか。包摂することは排除することと表裏一体であり、包摂を語ることは排除することそのものであることすらある。だから、〈排除／包摂〉という問題設定自体を相対化し、対象化することができる視座が必要なのではないだろうか。本研究はこうした問題意識から、貧困と生存権に関して〈排除／包摂〉の問題設定では捉えられない問題を、歴史の中から読みだしていくことを課題とした。

(2) 本研究は、排除に苦しんでいる人びとをできる限り共同社会の成員として包摂していくことをめざす政策や実践の現代日本における意義を十分に認識し、尊重しつつ、そうした政策・実践の意義とは異なる次元の課題として、〈排除／包摂〉という問題設定を歴史的に相対化し、批判の対象として捉えうる視座を獲得することを目的とした。「社会的排除」の解決策として「社会的包摂」が語られることの意味を、その自明性の外側から問うための作業を試みた。この作業は、〈包摂〉の言語で語られてきた近代の「生存権」を相対化し、「生存権」を語る別の言語の存在とその消長を歴史のなかに跡付けることに他ならない。

## 3. 研究の方法

(1) 戦前・戦後の日本における貧困をめぐる議論および実践における「生存権」の論理を分析した。近世から近代、そして戦後へと変化する歴史のなかで、「生存権」の論理とその社会的な基盤がどのように変容していったのかを、言説分析や、社会運動論のフレ

ーム分析の理論を援用しながら、雑誌記事や新聞記事、運動の記録、学術論文などの多様な資料を用いて分析、考察した。

(2) 平成 25 年度は二つの作業を行った。第一に、「生存権」を窓口にして日本近代を問おうとする本研究の問題意識を明確にするために、戦前および前近代に範囲を広げて先行研究を検討した。第二に、1950 年代から 1960 年代の「生存権」をめぐる資料、とくに朝日訴訟運動に関する資料の収集と分析、考察を行った。

(3) 平成 26 年度は、1950—1960 年代の運動についての考察を踏まえ、同時代の生活保護行政の現場における「生存権」保障の議論と運動についての資料を収集、検討した。

(4) 平成 27 年度以降は、前年度までの作業を踏まえて、異なる複数の「生存権」の論理が交錯した時期として、近世から近代への移行期および敗戦直後の時期について分析、考察した。

#### 4. 研究成果

(1) 本研究は、全体を貫く枠組みとして、三つの「生存権」論を設定した。すなわち、個人の固有の権利としての生存権（基本的人権）、国民国家の成員の権利としての生存権（近代的シティズンシップ）、近世民衆の道徳的権利としての生存権（モラル・エコノミー）である。このうちの近代的シティズンシップこそが、日本近代において「生存権」を意味づけた〈包摂〉の論理であった。そして、基本的人権とモラル・エコノミーは、〈包摂〉の言語の外にある「生存権」の論理である。

(2) 戦後日本における「生存権」を検討するための前提として、戦前期の「生存権」を明確に位置付けておく必要があった。そこで、主に民衆史研究の成果に学びながら、近世から近代への移行期を中心に、民衆の「生存権」の存立と変容を考察した。

共同社会に対して尊厳ある生を要求する権利を「生存権」と呼ぶなら、近代より前の

日本にも「生存権」は存在した。それは、近代の法的権利とはおよそ異質な権利であったが、近世の人びとの社会意識と実践のなかに根拠を持つある種の権利として存在していた。

近世から近代の入り口までの社会では、民衆の〈生きるための必要〉を保障することは、共同社会を統治する者が統治される者に対して負う責務として観念されていた。富者や治者は、飢饉や災害時に困窮者を救済する政治的・社会的責務を負っており、困窮者がそれを強要することは正当なことであった。

こうした民衆の道徳的権利を、安丸良夫氏は「モラル・エコノミー」と呼んだのであった。民衆史研究が明らかにしてきたように、近世の民衆は、政治的共同体に包摂されない（政治的に無権利である）がゆえに、統治する者に対して「生存権」保障を義務づけることができた。

こうした伝統的社会における民衆の「生存権」は、明治政府による近代化政策によって否定されていった。近代化とは、被治者として政治的共同体の外に置かれていた民衆を、政治的共同体を担う市民へと変えていく過程であった。本研究は、近世民衆の「生存権」の考察に続き、近世的な意味での「生存権」が近代的な意味での「生存権」に正統の座を譲っていった過程を、〈生存権の近代化〉として分析した。

本研究で〈生存権の近代化〉過程の一つの画期として取り上げたのは、1918 年の米騒動である。

米騒動は、米価の高騰に苦しんだ民衆による生活要求の暴動であった。「米騒動後」の社会においては、普通選挙運動や労働運動を中心とする社会運動が大きく飛躍し、近代的市民の諸権利獲得運動の新たな段階の到来が語られ、民衆の生活要求というものが政治的・社会的に無視することのできない大きな力を持つことが広く認識された。

しかし、米を求める民衆の暴動と「米騒動後」の社会運動の飛躍とは、無媒介につながっていたわけではない。米騒動は、同時代の知識階級の人びとの言論による意味づけの過程を経て、「米騒動後」に来るべき社会構想へと媒介されていったのであった。

この知識階級の言論活動こそ、近世と近代の二つの「生存権」論が交差し、交替していった過程——〈生存権の近代化〉——であった。同時代の知識人たちは、言論のなかで、米騒動において民衆が求めた伝統社会の道徳的権利としての「生存権」（モラル・エコノミー）を、近代社会における市民の権利としての「生存権」（シティズンシップ）へとずらしていった。米騒動の民衆は、伝統的世界の復活を求め、近代的世界への包摂に抵抗しようと蜂起した。知識階級の人びとは、言論のなかで、それを近代への包摂を求める運動として意味づけていったのであった。以後、少なくとも言論の世界においては、近代の論理の外にあるものとしての「生存権」を求める道は閉ざされた。

（3）こうした〈生存権の近代化〉は、直線的・単線的な進化の過程ではなかった。それは、異なる歴史段階のなかで、局面を変えながら繰り返されていく螺旋のような過程であった。たとえば、敗戦直後の闇市においては、国家による生活保障が破綻した状況のなかで、伝統的な意味での「生存権」が、法的秩序を凌駕して社会的な正当性を帯びた。戦後復興の段階では、この伝統的「生存権」と、国家の法秩序を前提とする近代的「生存権」とが交替していく局面が再び現れてくる。

（4）闇市の時代の後、「生存権」保障の機能を担うことになったのは、生活保護制度をはじめとする国家による生活保障であった。闇市の非合法的生存戦略が犯罪として禁じられた後には、「生存権」は国家の法的秩序の中でのみ存立することになった。

戦後日本における〈国家による〉生存権、

すなわち憲法第 25 条によって保障されるものとしての生存権の歴史的なあり方を明らかにすることが、本研究の次なる課題となった。新憲法に規定された生存権については、同時代の研究者による「権利」論の研究という形で以前に考察したことがある。本研究では、それとの関連も意識しつつ、国家に対して生存権保障を要求する戦後の社会運動を検討した。

1957 年から 10 年に亘って争われた朝日訴訟は、憲法第 25 条に規定された「生存権」を初めて一般国民に広く知らせた記念裁判として評価されてきた。本研究は、この朝日訴訟を支援する運動が、いかに「生存権」を語ったか、そしてなぜ「生存権」を広く社会に響く声で語ることができたのかを問いとした。

朝日訴訟運動における「生存権」とは、国家に対峙する存在としての個人が、「福祉国家」への包摂や国民相互の「社会連帯」を徹底して拒否し、「自分自身の権利」として国家から闘いとるものであった。

今日の日本において貧困問題に対する処方箋として叫ばれているのは「福祉国家」への包摂である。しかし、朝日訴訟の時代には、「福祉国家」に包摂されることへの抵抗こそが「生存権」の論理であり理念であった。こうした「生存権」の主張が広く社会の共鳴と支持を得ることができたのは、国家的価値のために個人が犠牲になった戦争の記憶が未だ生々しさを失っていなかった朝日訴訟の時代に、国家に抗して人間らしい生活を守ろうとする朝日氏の闘いが、〈個人〉の尊厳のための闘いとして多くの人びとに共有されたからであろう。

翻って今日の日本の状況をみると、「生存権」は、むしろ「福祉国家」への包摂、あるいは社会連帯への参加によって実現されるものとして観念されている。今日の日本において、多くの人びとにとっての国家は、個人

の生存と生活を脅かす脅威であるよりも、国民の生活保障の責任主体、あるいは社会連帯の基盤として立ち現われている。

歴史としての朝日訴訟は、国家（およびその他のあらゆる共同体）への包摂に対峙する〈個人〉の権利としての「生存権」が、今日の日本においていかに語り難いものであるかを教えている。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

①富江直子、「1918年米騒動における二つの『生存権』——モラル・エコノミーとシティズンシップ」、『福祉社会学研究』14号、95-119、2017年、査読有

②富江直子、「戦後史のなかの朝日訴訟——朝日訴訟はなぜ「生存権」を語ることができたのか」、『貧困研究』11号、61-74、2013年、査読有

〔学会発表〕（計 1 件）

①富江直子、「貧困からの解放をもとめて」第88回日本社会学会大会、2015. 9. 20、早稲田大学戸山キャンパス（東京都新宿区）

〔図書〕（計 1 件）

①駒村康平編、富江直子他『福祉+α 貧困』ミネルヴァ書房、2017年刊行予定

〔その他〕

①富江直子「書評 杉田菜穂著『〈優生〉・〈優境〉と社会政策——人口問題の日本的展開』」『社会政策』7(2)、135-139、2015年、査読無

②富江直子「書評 大塩まゆみ著『「陰徳の豪商」の救貧思想』」『社会政策』6(1)、113-117、2014年、査読無

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

富江 直子 (TOMIE NAOKO)  
茨城大学・人文学部・准教授  
研究者番号：20451784

(2) 研究分担者  
なし

(3) 連携研究者  
なし

(4) 研究協力者  
なし